

第9回

東京地方裁判所委員会

(平成18年1月31日開催)

東京地方裁判所委員会（第9回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

1 日時

平成18年1月31日（火）15：00～17：00

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室（18階）

3 出席者

（委員）青木俊一，一宮和夫，大橋寛明，金築誠志，唐津恵一，川崎和昭，小粥節子，
下田文男，高木國雄，田村浩子，永井敏雄，丸山陽子，宮山雅行，八木宏幸，
保田眞紀子，我妻学，和久井良一，渡辺雅昭

（欠席：北村敬子，齋藤喜好，畠中薫里）

（事務局）原田伸一東京地裁事務局長，青山峰明東京地裁民事首席書記官，
小嶋良保東京地裁刑事首席書記官，岡田千津子東京簡裁事務部長，
森田正則東京地裁総務課長，高橋英明東京地裁総務課専門官，
山田雅彦東京地裁総務課庶務第一係長

4 議題

- (1) 平成18年1月29日開催の「裁判員制度全国フォーラムin東京」の感想等について
- (2) 仮称「東京地方・家庭裁判所立川支部」新設について
- (3) 裁判所の広報について

5 配布資料

資料1 新聞記事(仮称「東京地方・家庭裁判所立川支部移転」)の抜粋(平成18年1月28日東京新聞朝刊)

資料2 仮称「東京地方・家庭裁判所立川支部」全体構成図

資料3 第8回地裁委員会で委員から出された意見(仮称「東京地裁・家庭裁判所立川支部」関係)

資料4 東京地方裁判所の広報について

- 資料5 - 1 「中学・高校対象 裁判官講師派遣のご案内」のパンフレット
- 2 「東京地方裁判所第12回民事裁判説明会」のパンフレット
- 3 「東京地裁「ジュニアツアー」」のパンフレット
- 4 「民事裁判法廷ガイドツアー実施中」のパンフレット
- 5 「ボランティア登録のお願い」(民事部裁判官宛の文書)

6 議事

(1) 開会の言葉

(2) 委員交代の報告及び新任委員の自己紹介

委員長から、次のとおり委員の交代について報告し、それぞれ自己紹介があった。

橋本和夫 一宮和夫(東京地方裁判所八王子支部長)

高木敬五 川崎和昭(警視庁刑事部刑事総務課長)

(3) 平成18年1月29日開催の「裁判員制度全国フォーラムin東京」の感想等について

【説明及び意見交換要旨(発言者の表示 = :委員長, :委員, :説明者)】

平成18年1月29日(日)に裁判員制度全国フォーラムin東京があり、委員の方々にもたくさんおいでいただきまして、ありがとうございました。まず、裁判所委員から当日の様子等をご説明いたします。

一昨日、イイノホールで裁判員制度に関するシンポジウムを行いました。主催は裁判所、東京新聞などです。こういうシンポジウムを、私たちはフォーラムとっておりますが、実は昨年10月から全国各地で行われておりました。東京は、そのしんがりを務めまして、全国の最後、50番目の開催でした。地裁委員会からも、一部の委員の方にご出席をいただきました。

このイベントの参加者は、東京新聞の紙上広告などで一般の方を募集いたしまして、当日は約670人の方に参加していただき、満席となりました。

こういうイベントでは、本当にお客さんが集まってくれるかどうかというのが一番大事なところであります。各地の実例で見ますと、お客さんの入りが非常によくないというケースもありました。また、一見お客さんが集まっているように見えるけれども、よく見ると顔なじみの人が多いというケースもあったようです。今回の東京は、さすがに東京新聞や電通に太鼓判を押しいただいたように、当日は満員御礼という状態でした。

当日の進行としては、最初に仁田東京高裁長官が主催者としてあいさつをいたしました。

続いて、壇上の大きなスクリーンにビデオが映し出されました。これは「ある放火事件の審

理」と題する刑事裁判のビデオで、事案は3件の連続放火です。3件目の放火、最後の放火については、被告人は認めているんですが、1件目と2件目の放火については、自分は身に覚えがないということで争っているという事案です。周囲の状況からすると、1回目と2回目の放火についても被告人はかなり怪しいと思わせるところがあるんですが、被告人を犯人と断定していかどうかはかなり微妙というような設定になっていたかと思います。

そして判決は主文を言う途中で他の場面に転換しておりまして、どういう結論だったかはわからないという余韻を持たせて視聴者に考えてもらうという形になっていました。刑事裁判のポイントを紹介するビデオとしては、よくできたビデオであると思いました。

次に、京都大学の酒巻教授が基調講演をされました。裁判員制度について大変わかりやすく解説していただいたんですが、その中には注目すべき指摘が2つあったと思います。

1つ目は、法律用語を一般人にわかりやすくするために、やさしい言葉で言い換える作業が一部で行われているけれども、かえって不正確になってしまうことが心配だということです。むしろ、当該事件に即して、今何を判断すべきかという点を端的に提示することが重要だと思うという指摘をされていました。

もう1つの指摘は、裁判員制度を実施するに当たっては、法律家の側が根本的な意識改革をして裁判員の負担を軽くしないといけないということです。そうしなければ、裁判員制度は大失敗に終わるだろうということで、刑事司法は再起不能のダメージを受けるという警告をされていました。

その後、パネルディスカッションに移りました。パネラーとしては、酒巻教授のほか、キャスターの中井亜希さん、三和電気工業の石井卓爾さん、消費生活アドバイザーの勝股美代子さんが参加されました。また、アドバイザーとしては、八木検事をはじめ法曹三者からも1人ずつ参加しました。司会は、共同通信の土屋論説副委員長でした。

パネリストからは、裁判員になることに関連しているいろいろな質問があり、これに関してアドバイザーが答えるという形式で進行しました。この種のパネルディスカッションでは、シナリオがきっちり決まっていて、せりふも決められたものから離れてはいけないというような制約があるものがありますが、今回は、具体的な答えまではセットされていなかったようです。

これは、司会者の方針によるということでしたが、それだけにある種の緊張感もあり、興味深い一面があったと思います。

私の印象に残った発言としては、一般市民は裁判の予定がはっきりしていないと参加できないということで、だからプロの方が審理計画をきちんと立ててくださいという指摘があったん

ですが、なるほどなと思いました。この点は、まさに今裁判所が公判前整理手続，あるいは期日間整理手続などを手がかりとして，正面から取り組んでいる大きな課題です。

それから，会場から質問用紙に記入する形で質問を募ったところ，約200通の質問が集まり，参加者の皆さんの関心の高さがうかがわれました。

印象に残ったところや注文がありましたら，お聞かせください。

非常に多くの方が参加されており，どのように動員されたかわかりませんが，皆さん非常に関心がおありだとお見受けしました。内容についても，最初にビデオでの紹介があり，裁判員制度の内容の紹介をし，パネルディスカッションでは裁判員制度についてパネラーにうまく言ってもらってうまく回答があったという，流れとしては非常によかったと思います。

ただ，やはり時間がちょっと短過ぎたというか，もっと会場にいる人の生の質問に対していろいろ答えるというような，そういう場があるとよかったんじゃないかなという気がします。

このフォーラムがあるということがどのくらい浸透しているのか懸念しており，もしかしたら裁判所関係者だけでがらがないのではないかと疑っていたんですが，意外に関心がある方が多くて，会場がほぼ一杯になっているのを見て，大変安心しました。

それから，京都大学の酒巻先生のお話が大変わかりやすく，しかも裁判所寄りのお話ばかりではなく，一般の人にもわかりやすい言葉でお話をしていただき，とてもよかったです。ただ，実際に裁判員制度が始まったときに，皆さんが一般的な心配をしていることについての説明がちょっと足りなかったような気がしました。対象になる重大事件の中身についても少し解説があれば，例えば暴力団や何かでお返しが心配なような事件には皆さんを当てないようにしますよとか，そういう話は後から出てきましたが，やはり普通の人にとっては大変心配なことの一つでもありますので，そういうお話も初めからしていただければわかりやすかったのではないかと思います。

それと，先ほど他の委員も指摘されましたが，一般の方からどういう質問が出るのかというのを大変関心を持って聞いておりましたので，あまり紹介されていなかったのはちょっと残念でした。

私は，酒巻さんの話をある意味では挑戦的というふうに受け取ったんですが，今の刑事裁判というのは問題は全くない，大変よく運用されてきていると断定をされて，外国と比較しても60年間よくやってきたとおっしゃいました。それで，多少制度疲労はあると。

私どもとしては，果たしてそうかという色々な疑問があって，その疑問の上に裁判員制度というものが構築されようと計画されていると理解をしています。酒巻先生は，いわゆるアンチ

的というか挑戦的というか，はっきりそのところを断定されて，それに対応する形で，なぜ裁判員制度を導入しなければいけないのかというあたりの議論が少し出るかなというふうに思ったんですが，時間の問題もあったのでしょうが，そういう問題意識が先生が考えていたような形で出てこなかった点で，多少残念な部分があったかなと考えています。

全体としては，皆さん一生懸命答えていただいて苦労されているなというのはひしひしとわかったんですけども，個々の問題点はいろいろあって，時間の制約もあるので，やはり今回の限界かなという印象ですね。

私は，全国フォーラムというだけあって，なかなかいい形の会だったかなというふうに思っています。特に，酒巻先生が，専門用語を弁護士会の方でわかりやすい用語に置き換えることについて，「私はあまりそういうのは必要ないと思うんですよ。」と話されました。それはなぜかなと。私たち一般人にとっては，確かにわかりやすい言葉というのも大事なんじゃないかなと思うんですね。けれども，帰ってからいろいろ考えてみると，自分が生徒の気持ちになれば，正しいものをまず覚えて，そしてそれがどういう意味なのかなということを教えていただいて，その置き換えたものがこうなんだという形ならいいけれども，知らない人が置き換えたものだけを先に覚えてしまうというのはややこしくてしょうがないなというふうに考えました。これが今後どういうふうになるのかわかりませんが，私としては，やはりやるからには新しい用語というものをまずきちんと覚えていきたいなというふうに感じました。

もう一つは，一般の中小企業の方が参加されていて，実に一般的な，本当に心配なことを話されていましたが，ああいう方々が不安に思いながらも現場のPR，アピールをしてくださるといいなと思いました。たまたま私はあの方と同じ地域に住んでおり，あの方は防犯協会や商工会議所の活動などもされているので，一緒にこういうことをPRができたらいいなと感じました。

比較的大きな会場だったと思いますが，よくあれだけ集まったなというのが正直な第一印象です。先ほど，東京新聞の車両広告などもやられたというお話でしたが，もう少しいろいろな角度でもう一工夫あるとよかったなと思います。

それから，あとやはり酒巻教授のお話の中で印象に残ったのは，先ほど委員の方からもお話がありましたが，やはり裁判員の方々の負担をどうやって軽減するのかと。そこはこの制度の一つの問題だという趣旨のお話がありまして，その負担軽減の一つとしては，やはりわかりやすさというのが大事だと。我々も，依頼者に対して説得，あるいは裁判所に対して説得，あるいは相手方の説得と，それぞれ説得のための努力というのはしているんですが，ああいう法廷

における6人の裁判員の方たちに対する説得というのは、やはり今までやってきた説得とは基本的には同じなんだろうと思いますが、そこにもう一つ、技術あるいは意気込みとして必要なものがあるのかなと思いました。そういったところを我々がきちんと習得していかないと、酒巻教授が言っているようなことにもなりかねないということで、私としては、自分自身で気を引き締めて取り組まないといけないなと感じました。

一つは、会場がもうほとんど満席に近かったということで、私も、今の方は大変関心を持っているということを感じました。

もう一つは、進行についてですが、スライドを見せるだけではなくて、いろいろ多様な方を対象にしていたという点も良かったと思いますし、パネラーとアドバイザーという形で裁判関係の方が非常にわかりやすく話をされていたと思います。

ただ、実際の裁判員裁判では、一般の方に対して時間配分を考えながら、わかりやすい裁判をするということで、裁判官も、ただ議論するだけではなくて、それを判決という形で示さなければならない。これはなかなか大変な作業だなと思いました。

私は、全然法律を勉強していない方を対象に1年間授業をやっており、法律用語を説明するのがまた大変な訳ですが、裁判員制度というのは、身近にない用語等を含めてわかりやすくして国民の期待にこたえるという点で難しいと思いますが、酒巻先生がおっしゃられたような形で成果が生まれていくといいと思います。

ちょっとどうかなと思った点だけを申しますと、やはり時間の問題、それからやりとりがちょっと、質問が出てそれに対してアドバイザーが答えるという繰り返しの中でぶつ切りになってしまって、なかなか議論が深まらない。そうおっしゃるけれどもこうじゃないかというやりとりはできなかったというのが、ちょっと残念な気がしました。まあ、シンポジウムというのはえてしてそういうものですけど。関連して、私はいつも思うんですが、ああいうとき法曹三者がそろっていなければいけないのかなと。

この間のフォーラムは、酒巻先生を含めると「法曹四者」ともいうべき顔ぶれで、それはお互いに力点の置き方や評価の違いとかはあるとは思いますが、専門家があんなにいて、それぞれが答えてもしょうがないんじゃないかという気がしました。どんなシンポジウムにするのか、だれを対象にして何をしたいのかというところを見極めながら、法律家の専門家の数をどう調整するのかとか、パネリストは何を話して、会場とはどんなやりとりするのかといったことを、これからいろんな機会があるでしょうから、もうちょっと戦略的に考えていかれた方がいいのかなと思いました。

それから、法律家の方はどうしても答えに留保が多いんですね。もっとバシッとお答えになった上で、どうしても留保をつけなきゃいけないところはお話しになればいいんですけども、そういう意味ではふだんの行動様式がそのままシンポジウムの会場に持ち込まれているかなと思いました。

それと、他の委員の意見にもありましたが、会場で得た質問、せっかく皆さんがお書きになったものなので、もちろん裁判所としてもお考えになっているでしょうが、それをいろいろ分析して、それに対する答えも用意し、これからの広報の中で生かしていくことを検討していただきたい。さらに言えば、制度設計をしていく上でこれらの疑問をどう生かしていくのかといったことも考えていただきたいと思います。

会場から200通もの質問が出たということですが、どのような内容の質問が多かったのですか。また、新聞によると、最高裁判所が今年の1月から20歳以上の男女8,300人にアンケートの調査をするという報道があったのですが、具体的にどのような事項のアンケートをとられているのか、教えていただきたい。

今手元に資料がないのですが、司会者によると、既にパネルディスカッションの中で出ていたようなものが多かったということで、その中から最後に、2,3取り上げました。

裁判員に対する保護の関係の質問が多数出たので、それについて答えました。また、途中で緊急の用事などができるようなこともあるんじゃないかというような質問に対し、酒巻先生から、そういうことがないような人を選任するように努力しているんですよというようなお答えがありました。

評議の際に、どういう順番で意見を言うんだらうかというような話が出て、裁判官が先走って意見を言ったら具合が悪いという問題意識でしたが、それについては十分配慮した形で協議がされるだろうというようなお答えだったと思います。

それから、支部で遠くに住んでいる人が本庁に出てこなければいけないというと参加しにくいのではないかと問題意識があって、支部のようなところでもやるんでしょうかという質問があったと思います。この点については、まだはっきり決まっていない部分もあって、答える側ではやや答えをぼかして留保していたようなところがあります。

その後、東京は島を抱えており、どうなるのかという質問があり、宿泊を要するような場合には宿泊費は出ます、その手配まではしますというようなお答えだったと思います。

最高裁のアンケート調査については、どうですか。

前に総理府でしたか、統計をとったときに、あまり参加したくないという人が多かったと

いう結果が出て、裁判所としても気にかけているところです。あれからいろいろ広報活動もやってきました。この制度に対する理解も深まってきたのではないかとということで、この時点でもう一回似たようなことでやってみようということでした。特に問題意識としては、参加したくない人について、どういう点がネックになっているか具体的に指摘してもらい、それに対する対応を考えていくというような流れで、具体的な質問が考えられているのだと思います。

例えば、連日開廷では、1週間毎日やった方がいいのか、曜日を決めてやった方が参加しやすいのかとか、あるいは何日前に呼び出しすれば大体日程が調整できると思いますかとか、そのような参加しやすい制度をつくるために資するようなデータをまとめたいということをお願いしたことがあるのですが。

3月末に結論が出た際には、アンケートの質問事項や集計結果を参考資料としていただきたいと思います。

フォーラムについては、いろいろな意見をいただきましたので、今後の行事を企画する際に参考にさせていただきたいと思います。また、裁判員制度については、まだまだいろいろやっていかなければいけませんので、改めてまたご意見聞かせていただきたいと思います。

(4) 仮称「東京地方・家庭裁判所立川支部」新設について

それでは、前回、立川支部（仮称）の新庁舎についてどうあるべきかというご議論をいただきましたが、その後進展がありましたので、事務局から説明いたします。

平成18年1月26日の木曜日に、最高裁判所及び国土交通省から、この庁舎の整備等事業の実施方針というものが示されましたので、その内容を中心にご報告いたします。

資料1の新聞記事をごらんください。実施方針が示された翌27日に、金築所長と立川市の青木市長との間で、移転計画に関する協定書が取り交わされました。この記事にイメージ図で立派な庁舎が出ておりますが、これは裁判所の方ではなくて法務総合庁舎ということのようです。

裁判所もこれに負けないような立派な建物にしていいただきたいと思っておりますが、裁判所の方はPFIでやりますので、まだイメージ図はでき上がっておりません。

この実施方針というものの位置づけですが、今度の新庁舎については、民間資金、経営能力あるいは技術的能力を活用することとするとしており、いわゆるPFI法の定めるところによって、実施方針というものが策定されたということです。今後、国は、この実施方針に基づいて本事業への参加を希望する民間業者を広く公募して選定するという手続に入ることになります。

この実施方針の中身ですが、新庁舎に求められる性能、あるいは事業者がその事業を実施する際に達成しなければならない業務の水準というものが定められています。その中には、本日の資料で配付したようないろいろな図面が入っています。1ページ目が全体構成図、2ページ以下が各階フロア構成図、7ページ以下が関連諸室グループ構成図ということで、3種類の図面で構成されています。

最初の全体構成図ですが、これは各階のフロア割りを示したものです。1階が簡易裁判所、2階と3階が地方裁判所の刑事部門、4階と5階が地方裁判所の民事部門、6階が地裁と家裁の事務局、7階と8階が家裁のフロアと、そういうようなゾーニングになっています。

2ページ以下のフロア構成図は、各フロアに配置される部屋の関連、あるいは動線というものを示しています。ちょっと普段見慣れない図ですが、部屋の位置関係は示していない。升目が右側にあるので右の方に配置してくれと、そういう趣旨ではなく、こういう線でつながれているように、こういう関連付けで部屋の配置を考えているということです。

例えば、2ページの図面の下半分の方を見ていただきますと、1階には大合議法廷、それから簡裁のいろんな部屋が配置されております。簡裁については調停関係の部屋、執務関係の部屋、法廷関係の部屋というものが、それを近接という言葉で結んでありますが、こういったような部屋は近接して配置する必要があるということを示している訳です。

7ページ以下の関連諸室グループ構成図は、先ほどの各階フロア構成図の内容をさらに細かく記載したものです。例えば9ページを見ていただくと、真ん中に大合議法廷とその周辺の関連があります。大合議法廷には1階のエントランスホールから法廷ロビーというものを通して出入りすると、そういうように配置しているということを示しています。さらに、その大合議法廷では警備事件を扱うということも考慮していますので、法廷ロビーの上側に要警備事件対応入口というのがあり、その警備事件のための入口から法廷ロビーに入ることもできるという趣旨になっています。

地裁の民事と刑事については、新庁舎ができたときに何か部設けるかという問題があり、それについてはそのときの事件動向によりますので、まだ最終的な確定はなされておられません。ただ、平面計画を作成するのに部の数が未定ということでは図面ができませんので、仮置き数字の想定をしなければならない。現在、八王子支部には民事部が4か部、刑事部が3か部ありますが、いずれも5か部程度まで増えても大幅な改修を要せずに対応できるような施設、あるいはスペースとすることとされています。平面図と違ってわかりにくいところはありますが、このような制約条件をPFI業者の方に示し、PFI業者が図面を作成するということになり

ます。

次に、資料3をごらんください。これは、前回の委員会で、委員の方からいただいたご意見を箇条書きに整理したものです。今回の実施法人の内容が、どういうふうに反映されているのかということを中心にコメントさせていただきます。

まず1番目の「東京地裁本庁のように、裁判所に入出入りする市民の安全に配慮した施設にしてほしい。」というご意見です。このご要望は、玄関の入口で金属探知機、あるいはエックス線の透視装置を設置してほしいということではないかと思いますが、立川支部の新庁舎については、出入口は一般の出入口、警備のためのもの、警備事件対応の出入口、交通キップ事件関係で出入りする人たちの出入口、それから通用口というものを計画しており、お互いに動線の交錯がないように配慮することになっています。さらに、一般の出入口のところでは、これはまだ決まっていますが、仮に金属探知機やエックス線装置でセキュリティチェックを行うということになった場合にも、そのスペースを確保できるようにしてほしいということになっています。

2番目は、「当事者同士が顔を合わせたくないという場合に、別々のエレベーターが利用できるように、あるいは別々の待合室で待てるようにしてほしい。」というご意見です。

エレベーターについては、利用者を限定したものを設けるとするのは効率的利用の観点から困難だろうと思いますが、今回の場合には、来庁者用のエレベーターを5台以上設置する、それから非常用のものを2台設置するということとされており、さらにそのエレベーターホールについては、緊急時の乗り込みの乗客数の最大増人数に対応可能な奥行きと幅を確保するということが配慮していきたいと思っています。

待合室については、調停事件の申立人と相手方は別の部屋を、また、民事訴訟事件についても、原告と被告の待合室は適当な距離を別に置いて設けることとされています。特に調停については、当事者間の感情的な対立が高まっている事件も多いことから、申立人と相手方の待合室をそれぞれ別々に設けて、その間の動線ができるだけ重複しないように、さらに両方の待合室のお互いに見えないように距離を設けて設置するということとされています。さらに、調停当事者が識別できないように、廊下側の間仕切りや出入口のガラスに磨ガラスを用いて、室内の様子を外からうかがうことができるけれども、当事者を識別するところまではできないというような配慮をしています。

3番目は、「被害者専用の待合室を設けてほしい。」というご意見です。これについては、先ほどの図面の10ページをごらんください。関連諸室グループ構成図(4)の一番上の図面

の右上に地裁刑事待合室というのが「～」で書かれています。これは複数設けるという意味で、刑事の場合には2部屋設けることにしています。例えば、犯罪被害者が、加害者や一般の人と顔を合わたくないと希望される場合にはこれらの部屋を使っていただくことができるようにしたいと考えています。

4番目は、「記録庫を地下2階に移すのはどうか。」というご意見です。

今回の庁舎には、延べ床面積が2万6,000平方メートル以内、高さが45メートル以内という制限があります。その中で、地上8階地下1階を考えていますが、地下2階まで作るとなると、それぞれのフロアの面積が削られることになり、全体的に部屋の配置に制約を生じてしまいます。また、特に記録庫については、訴訟記録の貸し出し業務が相当程度ありますので、記録庫をすべて地下に設置するということになると、これらの業務に支障が生じることにもなります。したがって、地下2階にするのは難しいと考えています。

5番目は、「駐車場を十分に確保してほしい。」というご意見です。

これについては、敷地の中に来庁者用の駐車場と非常用の駐車場を設けることにしています。台数については、条例で定められており、立川の場合には90台程度以上設置することになると思います。このほかに、車いすの利用者のための駐車場を正面玄関に隣接した場所に設置する予定です。

6番目は、「法廷は、重厚感のあるものにしてほしい。」というご意見です。

法廷については、不測の事態に対応するための安全対策の確保、関係者のプライバシーの保護、法廷に関与する人の流れに留意した動線、遮音の対策、それから裁判手続の中心的役割を担う空間として、レイアウトや内部の照明等の重厚感などに留意したものを作ろうと考えています。

7番目は、逆に「重厚感だけではなく、いろいろな若者の感覚も取り入れてほしい。」というご意見です。

これは、それぞれの部屋の利用目的や機能を考えて、それにふさわしいものを作っていくということになるかと思います。

8番目は、「総合案内を作してほしい。」というご意見です。

総合案内については、現在でも隣の東京家裁・簡裁の庁舎の1階にカウンターを設け、職員が来庁者の用件に応じた行き先を案内しているところです。ただ、より一層充実した体制の整備を求めるということになると、裁判所として最初の段階の相談業務のあり方はどうあるべきかを見直し、それに応じた体制をどのように工夫していくべきかという、組織機構の問題にも

なってきます。そのような訳で、問題意識は十分持っていますが、今回の実施方針では総合案内のための独立した部屋やセクションを設けるというところまでは至っていません。しかし、将来的には対応可能となるように、PFI業者が設計する基本計画の中でそのスペースが確保されるように要望していきたいと考えています。

9番目は、「地裁、家裁、簡裁の枠を取り払って、利用者の動線に配慮した施設にしてほしい。」というご意見です。

裁判所の庁舎内においては、さまざまな事件に関係する当事者が迷いや不安を感じることなく利用できるような空間の構成、動線、誘導灯といったものが明快に設定されていることが求められています。そのような大きな観点に立ちながら、フロア構成については地裁、家裁、簡裁ごとに、さらに地方裁判所で言えば民事、刑事、事務局という各部門がある程度まとまっていた方が利用者にもわかりやすいのではないかというふうに考え、最初にご説明したようなゾーニングをしています。

最後の10番目は、「今後、増設が可能なような施設にしてほしい。」というご意見です。

今回、新庁舎は拡張できる余地がある広い敷地を整備しています。面積は、1万5,000平米で、基準建坪率が70%です。当初計画では、延べ面積が約2万7,000平米で、9フロア程度を考えています。そうすると、1フロアが約3,000平米ということになりますので、建坪率70%からすればまだまだ余裕があるという状況です。また、容積率が200%ですので、3万平米までの建物が可能です。今回が2万7,000弱ですので、その点でも余裕があります。

今回の庁舎は、敷地内における庁舎配置の自由度が高いという特徴がありますので、実施法人では、将来を増築する場合には新庁舎の運営を妨げるということがないように工夫して、新庁舎と増築予定地を配置しておくということも書かれています。また、増築後においては増築された建築物と新庁舎の連携が図られるように工夫した配置を今からしておくような記載をしてあります。増築を見込んで設計をするということです。

何かご質問はありますか。

2番目及び3番目の被害者の待合室の権利等は、大分前進していると思います。

犯罪被害者等基本法は、平成16年12月に成立し、その基本理念は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」ということです。平成17年12月21日、犯罪被害者等基本計画が策定され、被害者の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障されています。犯罪被害者等は、国民の誰もが犯罪被害者と

なり得る現実の中で、思いがけず犯罪被害者となったのであり、我々の隣人であり、我々自身でもある。その尊厳は、当然のこととして尊重されなければならないという基本方針です。この問題に関しては、最高裁判所もオブザーバーとして参加しており、被害者と加害者の待合室については、新しくできる庁舎から分離していくという考えをされていると聞いています。

被害者が裁判所へ来て、法廷に行くまでの待合室については、報道関係者や加害者側と接しない状況で、しっかりと証言できるように配慮していただきたい。また、今までは証言が終わった後も、被害者にとっては大変な負担があったということをしかりと受け取って、安心して帰れるような道筋を確保していただきたいと思います。

もう一つ、10番目のご説明に関連して、日本司法支援センターとの効率的な連携にも配慮していただきたい。支部新設の際には、そういう新しい時代の考えを取り入れていただきたい。

今のご指摘については、建物の構造的な問題だけではなく、今後の管理運用にも関わる基本法の精神として考えていきたいと思います。

多分、この建物の構造では問題がなくなるのではないかと思います。現在では、地方裁判所の法廷の番号が50何々とか60何々とか、簡易裁判所にも同じ番号の法廷があって、なかなか当事者があられないなと思っていると、違う裁判所で迷子になっていることがよくあります。新庁舎では、同じ番号の法廷はない方がよいと思います。また、9番目の説明にも関連しますが、万一迷子になっても直ちに正しい方に行けるように、柵のない通路があるといいと思います。

(5) 裁判所の広報について

次に、裁判所の広報についてですが、このテーマはいろいろ多岐にわたっています。

裁判所の広報には、大きく分けると、裁判所の仕事、あるいは裁判所、司法というものを広く一般的に理解していただく一般的な広報と、もっと具体的に裁判所を利用したいという方に、例えば裁判手続についての情報を与える具体的な広報の二つがあります。本日は、一般的な広報について裁判所がどんなことをやっているかをご説明して、ご意見を伺いたいと思います。

一回では終わりませんので、次回は具体的な利用方法について裁判所委員からご紹介した上で、ご議論していただきたいと思っています。

初めに、民事部関係の広報についてご説明します。東京地裁の民事部では、平成12年に裁判官、書記官十数名で構成するアクセス推進委員会というものを創設し、国民の皆さんの民

事裁判へのアクセスをよくするためのさまざまな活動を行っています。

まず、このうちで次世代を担う中学生や高校生を対象としたプログラムを最初に紹介します。

このプログラムは、申し込みのあった都内の中学校や高等学校に現役の裁判官をボランティアの講師として派遣して、裁判や裁判官の仕事などについて大体50分から150分程度、授業や講演を行うものです。1クラスの数十人程度から大講堂での全校生徒数百人という程度のものまであり、年間十数校の実績があります。最近では、民事裁判の説明のほかに、裁判員制度についても説明してほしいと希望する学校が増えてきています。

次に、民事裁判ジュニアツアーについてご説明します。これは、社会科見学、進路指導、修学旅行などで東京地裁の民事裁判の法廷を傍聴される数名ないし数十名のグループの中学生や高校生を、学校単位やグループ単位で受け入れて、単に法廷を傍聴するだけではなく、その際に裁判官がガイド役を務め、傍聴後に空き法廷を使って手続などの説明をしたり質疑応答をしたり、裁判官室の見学をしてもらったりという1時間程度のプログラムです。引率の教員が一緒の場合と生徒だけの場合があります。これは申し込みに応じて随時行っています。

春休みや夏休みには、特別企画として、各1日1回約40人を対象にして、個人でも申し込み可能なジュニアツアーというものを催しています。これは、普段の倍の約2時間ぐらいかけてツアーします。まず、傍聴前に空き法廷で一般的な予備知識を持ってもらうための説明をし、その上で、法廷で弁論期日あるいは証拠調べ期日を傍聴してもらい、その後もう一度空き法廷で説明や質疑応答を行うプログラムです。

こういったプログラムで実際に講師やガイド役を務めるのは、民事部の裁判官のうち、あらかじめ協力を申し出てくれた人たちです。この申し出をボランティア登録と呼んでいます。ボランティア登録を呼びかけるペーパーを全裁判官に配り、登録をしてもらい、大体百数十人の登録裁判官の中から都合のいい方に担当してもらっています。

これらの取り組みについては、平成16年に日本テレビで紹介をされたことがありますので、その映像をごらんください。

(ビデオ上映) 3.5分

以上が中学生、高校生を対象にしたプログラムですが、次に大学生あるいは社会人を対象としたプログラムをご紹介します。

まず、民事裁判説明会についてご説明します。これは、この庁舎の3階にある債権者集会場を使って、特定のテーマを設け、民事裁判について劇とかコントなどを交えながら一般の人に制度や手続をわかりやすく説明したり質疑応答をしたりするプログラムで、これまで6年間に

12回開かれています。1回の時間は1時間半から2時間半程度で、定員200名で募集しており、定員を上回る聴衆が詰め掛けたこともありました。前回は、昨年11月28日に知的財産権をテーマに行いました。そのときの様子をビデオに収めてありますので、その一部をご覧ください。初めは冒頭の進行役の説明です。

(ビデオ上映) 1分

という前振りの後で、第1部が今紹介のありましたお笑い系裁判官によるコントですが、その触りをご覧ください。

(ビデオ上映) 0.5分

というようなことで、最初に説明をした後、第2部で今度は知性派裁判官による解説が行われました。

(ビデオ上映) 1分

最後は質疑応答の一部をご覧ください。

(ビデオ上映) 1分

以上、民事裁判説明会の前回の様子をご紹介します。

なお、先ほどお笑い系裁判官と紹介された者の名誉のために付言しますが、彼は、先ほどテレビで紹介されたジュニアツアーを担当していた裁判官と同一人物です。

民事裁判説明会は、これまでは一般になじみのない特殊事件を取り上げて説明するということが多かったのですが、今後は、むしろ普通の民事裁判をテーマに説明会を開くということを考えています。

最後に、民事裁判ガイドツアーについてご説明します。これは、先ほどのジュニアツアーの大人版というようなものです。民事部では毎月10日というのをガイドツアーの日と定めており、民事部の裁判官には毎月10日は、できる限り傍聴に適する弁論期日の指定をしてもらうようにお願いをしています。そこで、10日には応募をいただいた人たちのうちから20人を10人ずつの2班に分け、1班につき2人の裁判官がガイド役となって法廷傍聴を行っています。その上で、やはり空き法廷を使って手続の説明や質疑応答を行うということをしています。年間百数十人の参加者があり、ガイド役は、やはりボランティア登録をした裁判官が順次担当しています。

以上が、民事部が独自に行っている主な広報活動です。

刑事部の関係をご説明します。刑事部も広報活動の幾つかの場面を集めてビデオにしています。NHKのニュースなどの一部ですが、ご覧ください。

(ビデオ上映) 5.5分

刑事部における広報には、6つの類型があります。

1番目の裁判員制度説明会は、いわば随時の企画イベントとして行われているものです。今のビデオの最後にあった企業経営者に対する裁判員制度説明会というのもその1つです。これは、平成17年11月17日に実施され、NHKニュースで流れたものです。

日常的な活動としては、2番目の裁判員制度に関する講師派遣というものがあります。これは、裁判員制度の説明のために小中学校から高校、大学に至るまで各種の学校へ講師を派遣するというものです。学校ほか公民館とか地区センター、社会教育施設へも講師を派遣してきました。

今年に入ってからは、今日はまだ1月ですが、実施済みのものと予定が入ったものを合わせて既に8件になっています。それから、ケーブルテレビなどのニュースにも裁判官を派遣しています。朝日ニュースターという番組に出演したり、文京区民チャンネルというのに出演しています。講師を派遣した際の先方の反応は、いずれも好意的で、講師の話を聞いた学校の先生が、その後模擬裁判のときに裁判員役をかって出てくれるというようなこともありました。

3番目の刑事裁判傍聴も、日常的に実施されているもので、団体傍聴をした人は平成16年度で1万6,000人余り、平成17年度は1万8,000人余りで、相当の規模になっています。これは、内容的には単に刑事裁判の法廷を傍聴してもらうというものです。

そこで、この3番目の傍聴に解説をセットにして加えたものが、4番目の刑事裁判傍聴説明会です。これは、まず刑事裁判の法廷を傍聴してもらい、その後空き法廷に移って解説を行うというものです。法廷をやっていた裁判官が自分の法廷について解説できると一番いいので、もし時間が空いていればそういうこともやっていますが、多くの場合は当日公判予定のない別の裁判官が解説を行っています。説明の内容は、刑事裁判一般と裁判員制度です。先ほど民事関係でも映像が出ていましたが、法服を試着してもらうということも行っています。大体傍聴が1時間、解説が50分という内容です。

この4番目の刑事裁判傍聴説明会は、現在かなり重視している活動であり、去年は約90回実施しています。

5番目の「憲法週間」記念講演会、6番目の「法の日週間」記念講演会は、特定の時期に行われる企画イベントです。

次に、現在検討していることについてご報告します。現在、日常的な広報活動としては2番目の裁判員制度に関する講師派遣、4番目の刑事裁判傍聴説明会、これが中心的なものとなっ

ています。これからは、この2つの活動を一層充実させていく必要があると考えています。ただ、これらはいずれもその日に法廷の出番のない裁判官が、いわば記録の検討の時間、あるいは判決の起案の時間を削って行っているものです。刑事部全体で見ますと、非開廷の部というのは毎日3か部ないし4か部しかない状態です。そして、非開廷の日の裁判官というのは、広報活動のほか、例えば、司法研修所などの講師を行うということも随分数が多くあります。こうした事情から、広報活動に使える人的資源が限られていますので、これをどのように振り分けて使っていくかということが問題になります。

当面の方策としては、現在は刑事裁判傍聴説明会を一層組織的に行うこととして、例えば、毎日実施するという事を考えています。このようにしますと、去年は90回程度であった訳ですが、年間200回以上に膨らむと、そのぐらいまでは可能になるということになります。これを各部の方から見ますと、3週間ないし4週間に1回、説明会の担当役が回ってくるということになります。

それから、裁判員制度に関する講師派遣の方ですが、こちらについては、今まではこうした制度があるということを大々的に宣伝するという事はやっていませんでした。これは、講師派遣の制度があることを積極的に宣伝した場合には、派遣要請が殺到して、要請をお断りするというような事態もあるかもしれないという心配をしたからです。これまでは、先方からの問い合わせに対して随時応じているという状況です。大々的な宣伝をしていないのになぜ引き合いがふえたかということですが、講師の派遣要請をしてくる方の中には、実は民事に関する講師派遣の制度をホームページなどでごらんになって、民事用の申し込み用紙を使って刑事裁判の説明を求めてくるといったようなケースもあるようです。今後、講師派遣をどのような形でやっていくのがいいのか、現在模索している状態です。刑事部の実情は以上です。

次に、事務局からその他の企画についてご説明します。

まず一つ目の小学生の裁判所見学ですが、これは小学校の高学年を対象にして、まず裁判についての簡単な説明を15分から20分程度かけてパンフレット等を使いながら、裁判所の種類や数、あるいは庁舎の規模、法廷のつくりなどを説明した上で、裁判官や傍聴席など法廷の裁判の登場人物の説明をしています。さらに、民事裁判と刑事裁判を簡単に説明するのですが、このあたりで小学生の中には眠くなる子も出てくるので、刑事事件の模擬裁判をやってもらうことにしています。事案は、銀行強盗で、目撃証言とアリバイ証言が食い違う裁判で、最後は小学生の裁判官役の子供に判決を言い渡してもらうという内容です。登場人物は全部で12名で、もちろんすべて小学生に配役をしますが、やはり希望者が多数でなかなか配役が決められ

ないので、必ずジャンケンで決めるということになってしまい、そこがこの模擬裁判の中で一番の盛り上がりを見せます。模擬裁判は、ジャンケンに時間を要することもあって、トータルで45分程度かかります。シナリオ自体は30分ですが、かなりの盛り上がりです。どんな役に人気があるかということですが、裁判官、検察官、弁護士役のうち、テレビドラマの関係で影響が出るときもありますが、他の役どころを圧倒するほどの人気があるという役はなく、ほぼ同じぐらいの人数ですので、この地裁委員会でも遠慮なく発表できる内容です。この法曹三者以外にも、被告人役もかなり競争率が高く、せりふのない書記官役でも希望が出るほどの人気となっています。

担当については、高裁と合同で実施しており、少人数のものについては全体の約3分の2くらいを高裁に担当してもらい、地裁は50人以上の大きな法廷で行う裁判所見学について担当しています。実績としては、17年4月から今年の3月まで約240校を予定しており、東京地裁はそのうちの80校から90校を担当するということになっています。

申し込みについては、希望日を第10希望まで書いていただいておりますが、特に2学期とか3学期は申し込みが多数になっており、申し訳ないのですが2倍程度の倍率になっている状況です。

これとは別に、小学生全体を対象に、夏休みの子供見学デーというのが、去年8月の終わりのころ2日間にわたって行われました。これは、声掛けは文部科学省なんですけど、この霞ヶ関の官公庁を見学してスタンプラリーもできるようにということで、親子で多数参加していただき、2日間で裁判所には340人の方に見学していただきました。裁判所も、わかりやすいパンフレットとスタンプも2種類用意して、大きな法廷を見学してもらい、小学生にも裁判というものを感じてもらえたのではないかと考えています。

次に、2番目の「法の日週間」の無料法律相談ですが、10月1日から7日までの期間、半日を使って無料で法律相談を行っています。

最後に、管内の裁判所の広報として2つご紹介します。

一つ目は、東京簡易裁判所では、全国の簡易裁判所のうちで唯一独自にホームページを立ち上げており、手続案内や架空請求についての注意を呼びかけるものをホームページに掲載しています。

二つ目は、島の簡易裁判所の広報活動です。東京管内には、八丈島、伊豆大島、新島と3つの簡易裁判所があります。島の人たちに裁判制度や簡易裁判所の役割を理解してもらいたいという目的で取り組んでいるのですが、なかなか大人の人は仕事があって参加が困難だということ

とで、やはり島でも小・中・高校生を対象に実際に簡易裁判所に来てもらったり、あるいは離島へ書記官を講師として派遣して裁判の説明をしたりしています。また、高校生には、裁判所に来てもらって模擬調停を実施したり、裁判員制度の説明を行ったりもしています。

とりあえず今日は、今ご説明したことについて気が付かれたことを一言ずつ伺うこととして、次回以降に具体的な議論をしていただきたいと思います。

最近、非常にいい施策をやっていると思います。そのことを充実してもらえば、新しい時代に向けての改善になると思います。

非常に多岐にわたっているいろいろな形で広報活動を展開されていて、驚いたというか、こんなにやっているのかという感じがしました。特に、小学校、中学校の教員にも、裁判所に来てもらったり出前で教えたりして、単に知識としての司法とか裁判所だけではなく、良き市民であるべき教員にこのようなことを理解してもらいたいと思いました。

いろいろ勉強になりました。特に、司法制度改革のうちの裁判員制度について、現場の第一線でどのように動いているかという資料などがありましたら、教えていただきたいと思います。

私は、保護で毎日裁判所に通っていますが、正門の前で中学生、小学生ぐらいの子供たちが行列をして中に入って行く姿を最近よく見かけていましたが、こういう制度を利用して見学に来ていることは知りませんでした。大変いろんなことをやっているんだなと思いました。

大変よくやっているなと思いました。裁判所というより、裁判教育というか、国民全体の裁判教育みたいなものを、どういうふうにやっていったらさらに根づくんだろうかというようなことをいろいろ考えさせられました。

私も、裁判所の中を見学して、実際に柵の向こう側に入ただけでもかなり楽しいと思ったので、子供たちがそれを経験して裁判を身近に感じるというのは、本当に役に立つ、効果がある話だと思います。特に、裁判官の生活感についてどういう話をされるのか、実際に講師に来てもらって、ぜひ一度聞いてみたいという気がします。

私も、実は既にお世話になったのですが、私たちは保護司と民生児童委員と、それから少年補導員との連携の会があり、こちらで傍聴した後に、裁判を終わられた裁判長が、その席から「質疑応答ありませんか。」と尋ねられて、みんな本当に感激感動いたしました。いろいろな意見や質問があって、それにきちんと答えていただいたのは、すばらしいなと思いました。その中にいた中学校の校長は、早速生徒の社会科見学でもまたお世話になるそうで、また講師派遣に来てもらうことも決まっているそうです。裁判所も、ほんとに開かれてだんだんといい

方向になるなと思って喜んでいきます。

大変驚きました。こんなたくさんの方をやっていくということを知りませんでした、素晴らしいなと思いました。やや残念なのは、これだけの方をやっていくということをもっと少しアピールしてもらえば、もっと効果が上がるんじゃないかなと思いました。

検察庁としては、裁判所と同様の見学ツアーをやはり2時間程度対応し、その中で裁判員制度の一般的な説明をしていますし、出前教室もやっており、同様なご苦勞をされているなというところはわかります。私自身も、総務部長として広報のことも所管する立場で、フェース・トゥ・フェース型の説明会というのはシンポジウムみたいなコンセプトとは全然違うということが最近わかってきました。説明会の講師として、確かに紛糾するくらい質問をいただき、フェース・トゥ・フェースで回答している訳ですが、あの会場では成立しないところがあって、これが600人にもなると紛糾どころではなく、時間的にも成立しなくなる危険性が高いのですが、少人数だとそういうことがないので、深められるのかなと思いました。裁判所がその辺も踏まえて、講師派遣や説明会を積極的に実施されており、我々も頑張らないとなという思いがしました。

広報活動について、これだけの方をやられていることに非常に感動しています。

今後の要望として、裁判官とか裁判所の制度を超えて、さらに法教育というか、法律についてあるいは法の理念についても、だんだん広めていただきたいなと思います。

私の学生も、民事裁判の派遣の恩恵を受けまして、非常に若い裁判官2名の方に講師としておいでいただきました。非常に盛況で、裁判官の方がそのときも非常に工夫をされてやられており、学生たちにも非常に強い感銘を与えたと思います。

民事裁判説明会も、学生を連れて確か保全と執行を見させてもらいましたが、その点でも学生は非常に感銘を受け、法科大学院に進みたいとあって、来年、新しく志すという方が何人もおりました。このような取り組みをされているというのは、我々法学部としてありがたいことで、しかも裁判官の説明というようなことが授業でありましたけれども、非常によどみなく説明されているということで、我々教員もそうした苦勞、そうした努力を評価したいと思います。

まず裁判所の説明は、学校の先生とか生徒とか、そういう立場の人のいわゆる事件をフィールドして中身をいろいろ学生さんたちにより分かるようにしていくという視点が大事だろうと思います。

二つ目は、小・中・高校生の問題ですが、これは裁判所だけの問題ではなく、国として法に対する教育がどうなのか、法は自分たちを守ると同時に、犯してはいけない部分だと、そのこ

とで社会の秩序が保たれているという視点を色濃く出していくことが必要だろうと思います。そういう視点で考えた場合、裁判員制度は非常に有効であると思います。子供たちは、日本の未来をしょう訳ですから。高校生なんかは、数年で裁判員として指名されてそれに参加してくるので、自分たちも、日本の法を守る、社会を守るための一員だというふうに近づいていく訳です。今までは、裁判長、検察、弁護士さんの世界ということで、一般市民は関係のない世界だというふうに思っていたんですが、それがやはり裁判員制度というものを通じて自分たちの身近なものになっていくという意味では、それこそNHKさんとか民放のテレビさんとか、そういう映像とかコミュニケーション力というのが強いですよ。そういう方たちのいろんな知恵とか工夫を入れて、市民に発信する、学生に発信する、そういう視点があっればいいんじゃないかと思います。

私は、去年の秋ころアメリカに行っていたときに、陪審員制度で向こうの日米協会の理事長と話したときに、「アメリカの青少年たちは、陪審員になるということは子供のころから当然のことという意識でいる。」と聞きました。やはりそこまで日本も持っていくことによって、法に対する認識が高まってくると思います。日本は、法に対する一般国民の認識は、非常にまだ低いというか、そういう状態だと思うんですが、裁判員制度というものを子供のころから教育の中に入れてやっていくことが必要だと思いました。

ちょうど出前講義が始まったところに、私も同行させてもらって一緒に学校でお話を伺ったり、刑事法廷での説明会に参加したりして、「ああ、いいものが始まったな。」とっていました。それが、こういう形で定着してきているのは大変素晴らしいことだと思います。もっと広く、大がかりにやればいいのかと考えていたんですが、ご説明のように「公務をやりながらなんで大変なんですよ。」と言われると、そのとおりだなとも思います。大規模庁の東京地裁だからこのようなことができるのかもしれませんが、近隣の小規模庁で、もっと要望に応じたいけれどできないというようなところも場合によってはあるのではないのでしょうか。東京都とか東京地裁管内とかあまりこだわらずに、ちょっと周りの地域で、むしろ東京から行った方が近いようなところがあれば、連携を取り合って、法教育の基礎を作っていっていただければなと思います。

それと、広報というと何か役所のためにやっているようなところもありますが、ああいうところに裁判官が、あるいは書記官が出て行って話をするというのは、まさに裁判官や書記官自身が鍛えられる機会でもあろうかと思うんですね。先ほどのビデオの中でも、思わぬ質問が出て勉強になったということと言われた裁判官がいましたが、やはり法廷から外に出て、自分た

ちと違う，自分たちが所与のものとしているものとは違う視点からの質問などを受けて，考えたり説明したりするのは，これからの裁判員制度を実施していく上でも裁判官に非常に求められる能力だろうというふうに思います。ボランティア登録も結構ですが，市民の前に出ていって話ができないような人は裁判官として失格であるというぐらいの気構えで取り組んでいただければなと思います。

もう時間が来てしまいました。今日は突っ込んだ意見交換をしていただく時間がなくなってしまいました。広報活動では，もっと具体的に，地方裁判所の部署というのはどういうところでどうすべきなのか，調停委員というのはどういうふうになればいいかというような，具体的手続の方も大事だと思います。次回は，こういうことも含めて，さらにこの広報について議論していただきたいと思います。

以 上